

# ○海上自衛隊公印規則

〔平成19年8月30日〕  
海上自衛隊達第26号

- 改正 平成20年3月26日 海上自衛隊達第13号〔第1次改正〕  
平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達25条による改正〕  
平成23年4月1日 海上自衛隊達第7号〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕  
平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達36条による改正〕  
平成25年4月10日 海上自衛隊達第13号〔海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕  
平成25年5月8日 海上自衛隊達第15号〔第2次改正〕  
平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達40条による改正〕  
平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則19項による改正〕  
平成30年2月28日 海上自衛隊達第3号〔自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達の一部を改正する達附則6条による改正〕  
平成31年4月26日 海上自衛隊達第11号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第38条による改正〕  
令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達37条による改正〕  
令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達34条による改正〕  
令和3年5月28日 海上自衛隊達第21号〔第3次改正〕  
令和5年3月31日 海上自衛隊達第18号〔開発隊群の組織改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達16条による改正〕  
令和6年3月7日 海上自衛隊達第8号〔第1潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達25条による改正〕

防衛省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき、海上自衛隊公印規則を次のように定める。

## 海上自衛隊公印規則

（趣旨）

第1条 この達は、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）並びに海上自衛隊における会計機関の使用する公印の形式、寸法、届出手続及び保管等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、用いる用語の意義は、防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号。以下「訓令」という。）に定めるほか、当該各号に定めるところによる。

部隊等 海上幕僚監部並びに防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関をいう。

公印 次号の省印及び第4号の官職印並びに第5号の会計機関印を総称する。

省印 部隊等の名称を刻印したものをいう。

官職印 部隊等の長及びクルー長（以下「部隊等の長等」という。）又は部隊等に置かれた職員で法令によりその権限が定められたものの官名又は職名を刻印したものをいう。

会計機関印 部隊等における会計機関名を刻印したものをいう。

（省印の作成）

第3条 省印は、海上幕僚監部並びに防衛大臣直轄の部隊及び機関のほか、次の各号に掲げる部隊及びクルーにつきそれぞれ当該各号に定める部隊及びクルーにおいて備えるものとする。

自衛艦隊

護衛艦隊、護衛隊群、護衛隊、海上訓練指導隊群、海上訓練指導隊、水上戦術開発指導隊、水上戦術開発指導分遣隊、輸送隊、海上補給隊、海上訓練支援隊、航空集団、航空群、航空修理隊、航空管制隊、機動施設隊、航空隊、整備補給隊、標的機整備隊、航空基地隊、潜水艦隊、潜水隊群、潜水艦教育訓練隊、潜水隊、潜水艦基地隊、潜水艦教育訓練分遣隊、掃海隊群、掃海隊、水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊、水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊、艦隊情報群、作戦情報隊、電磁情報隊、海洋業務・対潜支援群、対潜資料隊、対潜評価隊、海洋観測所、音響測定所、海洋観測隊、音響測定隊、開発隊群、海上システム開発隊、技術評価開発隊、航空プログラム開発隊、特別警備隊、航空分遣隊及び航空派遣隊

地方隊

掃海隊、ミサイル艇隊、基地隊、教育隊、警備隊、防備隊、弾薬整備補給所、造修補給所、基地業務隊、衛生隊、音楽隊、基地分遣隊、基地業務分遣隊、磁気測定所（佐世保造修補給所佐世保磁気測定所を除く。）、警備所及び地方隊直轄の艇

教育航空集団

教育航空群、教育航空隊、整備補給隊及び航空基地隊

練習艦隊

練習隊

システム通信隊群

システム通信隊、移動通信隊、システム通信分遣隊、保全監査隊及び保全監査分遣隊

警務隊

地方警務隊及び警務分遣隊

護衛艦等

護衛艦、潜水艦、掃海艦、掃海艇、掃海母艦、輸送艦、練習艦、練習潜水艦、訓練支援艦、多用途支援艦、海洋観測艦、音響測定艦、砕氷艦、敷設艦、潜水艦救難艦、試験艦、試験潜水艦及び補給艦

クルー

音響測定隊のクルー

(官職印の作成)

第4条 官職印は、次に掲げる者について備えるものとする。

前条の規定により省印を備えるものとする部隊等の長等

海上幕僚監部の部長、海上幕僚監部監察官、海上幕僚監部首席法務官、海上幕僚監部首席会計監査官及び海上幕僚監部首席衛生官

海上幕僚監部の課長、海上幕僚監部総括副監察官、海上幕僚監部首席法務官付法務室長、海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長及び海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長

自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部及び掃海隊群司令部の幕僚長

地方総監部の幕僚長、部長、監理官（衛生監理官を除く。）及び監察官

教育航空集団司令部の幕僚長

練習艦隊司令部及びシステム通信隊群司令部の首席幕僚

学校の部長及び学生隊長

学校（幹部学校及び第1、第2各術科学校を除く。）の総務課長

海上自衛隊補給本部の各部長及び会計監査官

海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の部長

護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部及び教育航空群司令部の首席幕僚

造修補給所の貯油所長、消磁所長及び佐世保磁気測定所長

(省印及び官職印作成の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、省印及び官職印を特に作成する必要があると認める部隊等の長等は、順序を経て海上幕僚長の承認を得て、これを備えることができる。

(会計機関印の作成)

第6条 会計機関印は、次に掲げるものについて備えるものとする。

歳入徴収官

支出負担行為担当官

官署支出官

分任支出負担行為担当官

契約担当官

物品管理官

分任物品管理官

収入官吏

資金前渡官吏

分任資金前渡官吏

歳入歳出外現金出納官吏

有価証券取扱主任官

2 前項に掲げる会計機関のうち臨時に設けられた会計機関の公印は、備えないことができる。

3 前項の規定により公印を備えない場合において、当該会計機関が作成する文書が真正であることを認証する場合は、訓令第5条第2項による。

(公印の寸法)

第7条 公印は、次の表に掲げる区分の寸法によって作成するものとする。

区 分		寸 法
省 印	長に海将補以上の自衛官を充てるべき部隊等	30ミリメートル平方
	長に1等海佐以下の自衛官を充てるべき部隊等	23ミリメートル平方
官 職 印	海将補以上の職	30ミリメートル平方
	1等海佐以下の職	23ミリメートル平方

会計機関印	23ミリメートル平方
-------	------------

(公印の彫刻等)

第8条 省印及び官職印の彫刻は、部隊等名(司令部を置く部隊にあっては当該司令部名、本部を置く部隊にあっては当該本部名)及び官職名を刻印するものとする。ただし、海上幕僚監部にあっては防衛省を、陸上の部隊(自衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部及び潜水艦基地隊を除く。)にあっては海上自衛隊を、自衛艦にあってはその種別を、それぞれ当該部隊名及び官職名の前に付するものとする。

2 会計機関印の彫刻は、第6条第1号から第3号までのものにおいて当該会計機関の名称の次に当該会計機関の属する部隊等名及び官職名を、同条第4号から第12号まで(第6号を除く。)のものにおいて当該会計機関の名称の前に当該会計機関の属する部隊等名を、同条第6号に掲げるものにおいて当該会計機関の名称の前に海上自衛隊をそれぞれ付するものとする。

3 公印の文字は、印面の都合により末尾に「印」又は「之印」の文字を加えることができる。

4 公印は左横彫りとし、その書体は明瞭でなければならない。

5 公印の印材は、ゴム質のものを用いてはならない。

(作成又は改刻の届出)

第9条 公印を作成し、又は改刻したときは、海上幕僚監部に係る省印及び官職印については海上幕僚監部総務部長が、部隊等に係る省印及び官職印については当該部隊等の長等が、会計機関印については当該公印を作成し、若しくは改刻した者又はその職務上の上級者が、それぞれ遅滞なく別記様式第1によりその印影を海上幕僚長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第10条 公印を廃止(亡失した場合を含む。)したときは、前条の規定により公印の作成又は改刻の届出をした者は、遅滞なくその旨を別記様式第2により海上幕僚長に届け出なければならない。

(登録)

第11条 海上幕僚監部総務部総務課長(次項において「総務課長」という。)は、公印登録簿を備え、これに第9条の規定により届出のあつた公印の印影を登録しなければならない。

2 総務課長は、前条の規定により廃止の届出があつたときは、前項の公印登録原簿を抹消しなければならない。

(押印)

第12条 公印の押印は、決裁済みの原議に基づいて、当該官職にある者（省印については、当該部隊等の長等）又はその公印の保管に関する事務を所掌する課の長若しくは保管責任者が行う。

2 官職印を備える職の心得、代理及び事務取扱を命ぜられた者は、その職務を代行される者の官職印を用いる。この場合における官職印の押印は、前項の規定を準用する。

（保管）

第13条 公印は、金庫その他確実なところに格納し、保管責任者がこれを施錠の上、厳重に保管しなければならない。

（保管責任者）

第14条 省印及び官職印の保管責任者は、その公印の保管に関する事務を所掌する課若しくは室又はこれに準ずるものの長が、当該課等に所属する職員のうちから指名した者、会計機関印については、訓令第7条により保管を命ぜられた者とする。

附 則

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 海上自衛隊公印規則（昭和43年海上自衛隊達第20号）は、廃止する。ただし、本達施行前より引き続き使用する旧達の規定に基づき作成された公印については、従前のとおり使用することができる。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、平成20年3月26日より施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の使用する船舶に区分等及び名称等を付与する標準を定める訓練の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成25年4月12日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

(施行期日)

第1条 この達は、平成30年3月20日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成31年5月1日から施行する。

2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは、「平成」と読み替えるものとする。

3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。

海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項

海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2

海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項

4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、令和3年5月28日から施行する。

附 則〔開発隊群の組織改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則〔第11潜水隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、令和6年3月8日から施行する。



別記様式第1（第9条関係）

発 簡 番 号  
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

職 名

公印の作成（改刻）について（報告）

標記について、海上自衛隊公印規則（平成19年海上自衛隊達第26号）第9条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

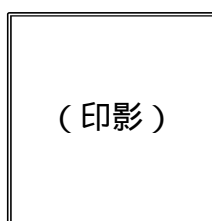
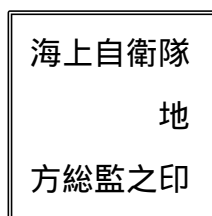
記

- 1 公印の名称
- 2 作成（改刻）の理由
- 3 作成（改刻）印影等  
別紙のとおり。

添付書類：別紙「作成（改刻）印影等」

作成（改刻）印影等

1 印影



2 作成（改刻）年月日 令和 年 月 日

3 使用開始年月日 令和 年 月 日

注：1 用紙は、日本産業規格A列4番の強じんな薄い和紙を用い、公印1個について1枚とする。

2 改刻の報告の場合は、旧印の廃止の報告は要しない。

別記様式第2（第10条関係）

発 簡 番 号  
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

職 名

公印の廃止について（報告）

標記について、海上自衛隊公印規則（昭和19年海上自衛隊達第26号）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 公印の名称
- 2 廃止の理由